

本事務連絡の内容は、現在、看護体制強化加算を算定中の全事業者（みなし指定の事業所を除く。）においても御対応が必要となりますので、十分に御確認ください。

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 1 6 日

指定訪問看護事業所
指定介護予防訪問看護事業所 } 管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

看護体制強化加算の訪問看護の提供に当たる従業者の総数に占める看護職員の割合の経過措置の終了について

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

指定訪問看護ステーションの訪問看護及び介護予防訪問看護（※保険医療機関（病院または診療所）が行うみなし指定の訪問看護及び介護予防訪問看護は含みません。）における看護体制強化加算では、令和3年度介護報酬改定において新たに設けられた厚生労働大臣告示・九で定める基準であるイ（1）（四）について、令和5年3月31日までの間は、同項の規定が適用されない経過措置が設けられていました。本経過措置の終了に伴い、令和5年4月1日以後に当該加算の算定を行うにあたり必要となる対応について、下記のとおり連絡します。

御確認のうえ御対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 厚生労働大臣告示・九で定める基準であるイ（1）（四）では、「当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する看護師等をいう。以下この号において同じ。）の総数のうち、同項第一号イに規定する看護職員の占める割合が100分の60以上であること。ただし、同項に規定する指定訪問看護事業者が、指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における、当該割合の算定にあたっては、指定訪問看護を提供する従業者と指定介護予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるものとする。」と規定されています。これについて、以下の（1）から（3）のとおりとします。

（1）看護職員の占める割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前月（暦月）の平均を用いることとします。

（2）令和5年3月31日時点で当該加算を算定している事業所は、令和5年4月1日以後、算定要件を満たすかどうかを確認の上、令和5年3月15日までに、加算様式3-1及び加算様式3-4を届出てください。また、算定要件を満たさない場合、加算様式3-1において看護体制強化加算を「1 なし」として届出てください。なお、届出がない事業所は、加算様式3-1において看護体制強化加算を「1 なし」として届出たものとみなし、4月1日以後、当該加算を算定できません。

（3）令和5年4月1日付で新たに当該加算の適用を届出る事業所においても、令和5年3月15日までに、加算様式3-1及び加算様式3-4を提出してください。

【参考】新たに算定を開始する（又は令和5年4月1日以後も引き続き算定を行う）場合

算出月：令和5年3月
全体数（常勤換算）：5.9
看護職員（常勤換算）：3.8
適用開始：令和5年4月1日

} $3.8 \div 5.9 = 0.64406 \dots \Rightarrow 64\%$

2 令和5年3月31日時点で当該加算を算定している事業所が、令和5年4月1日以後に、看護職員の離職等によりイ（1）（四）に適合しなくなった場合は、看護職員の採用に関する計画を届出ることにより、当該計画に定める期間を経過する日までの間は、当加算を算定することができます。これについて、以下の（1）から（5）のとおりとします。

（1）別添の【記載例】を参考に、計画には以下のアからウを明記してください。

ア 令和5年4月1日以後に、看護職員の離職等により、当該事業所において指定訪問看護にあたる従業者の総数のうち看護職員の占める割合が60%に満たなくなる経緯

イ 看護職員の採用に向けた具体的な計画

ウ 当該計画の定める期間

（2）当該計画を届出した事業所が計画に定める期間を経過する日以後も、引き続き当該加算を算定する場合は、当該計画の定める期間の経過する日の属する月の前月15日までに、改めて、加算様式3-1及び加算様式3-4を届出てください。この場合、当該計画の定める期間の経過する日の属する月の前月において看護職員の占める割合が60%以上であることが要件となります。

（3）当該計画の定める期間の経過する日の属する月の前月において看護職員の占める割合が60%以上であることを満たさない場合は、加算様式3-1において看護体制強化加算を「1なし」として届出てください。当該計画の定める期間を経過する日以後は、当該加算を算定できません。なお、前月15日までに届出がない事業所は、加算様式3-1において看護体制強化加算を「1なし」として届出したものとみなしますのでご注意ください。

（4）当該計画の届出は1回のみです。また、一度届出した計画の定める期間を延長することはできません。

（5）当該計画に定める期間の末日を令和6年4月以降とした場合、令和6年度介護報酬の改定内容によっては、当該計画の期間内であっても加算の算定ができなくなる可能性がありますのでご注意ください。

3 看護職員の占める割合は継続的に所定の基準を維持し、割合については台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回り、当該加算の算定要件を満たさなくなった場合は、すみやかに届出をおこなってください。なお、当該割合が100分の60から1割を超えて減少した場合（100分の54を下回った場合）には、その翌月から看護体制強化加算を算定できないものとし、1割の範囲内で減少した場合（100分の54以上100分の60未満であった場合）には、その翌々月から当該加算を算定できないものとします（ただし、翌月の末日において100分の60以上となる場合を除きます。）。

【参考】算定ができなくなる場合

（※ただし、翌月の末日において100分の60以上となる場合を除きます。）

（1）看護職員の割合が100分の60から1割を超えて減少した場合（100分の54を下回った場合）

算出月：令和5年7月
全体数（常勤換算）：5.9
看護職員（常勤換算）：2.5
適用終了：令和5年8月1日

} $2.5 \div 5.9 = 0.42372 \dots \Rightarrow 42\%$

(2) 看護職員の割合が100分の60から1割の範囲内で減少した場合(100分の54以上100分の60未満であった場合)

算出月：令和5年7月

全体数(常勤換算)：4.6

看護職員(常勤換算)：2.5

適用終了：令和5年9月1日

$$2.5 \div 4.6 = 0.54347\cdots \Rightarrow 54\%$$

4 提出先

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室

〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

5 問合せ先

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当

(1) 質問フォーム：「東京都介護サービス情報」(以下URL)の<質問フォーム>からお寄せください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/

(2) 電話：03-5320-4274 (直通)

(担当) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当

電話：03-5320-4274 (直通)